

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において調理人として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場のキッチン内でマグロを調理中、包丁で左示指を切創したため、同月〇日にD病院を受診し、「左示指切創」と診断され（以下「前回負傷」という。）、同病院で同年〇月〇日まで治療を受けた。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場のキッチン内で、重さ5キログラムほどのまな板を右手で持ち上げてシンクに移動させようとした際に、同まな板を左手上に落として負傷したとして、同月〇日にD病院を受診し「左第2指打撲傷」と診断された（以下「本件負傷」という。）。本件負傷についても、E整骨院において、同月〇日から「左中手部打撲、左前腕部挫傷」の傷病名で施術を受けた。
請求人は、同年〇月〇日、前回負傷について、D病院から同日をもって症状固定とする診断を受けたが、その後も、E整骨院に通院し、同年〇月〇日をもって施術を中止した。
- 4 本件は、請求人が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものとは認められるも、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となったものと判断し、同月〇日から同年〇月〇日までの期間にかかる療養補償給付については、

これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争点

請求人の本件負傷が平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、同月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定
(略)
- 2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件負傷について、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、平成〇年〇月〇日以降の療養について「特に必要はないと思われる。」と述べ、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け業務上外に関する意見書において、「主治医意見書によると傷病名は『打撲』、他覚的所見については『レントゲン検査で骨折なし』、平成〇年〇月〇日以降の療養の必要性については『特に必要ないと思われる』とし、さらに、同月〇日の左示指切創に係る障害認定時の画像では腫れはみられないこと、D病院への通院は同年〇月と〇月の各月〇回のみであったこと、同年〇月〇日時点で受傷から〇か月以上経過していること等から、本件負傷については（同日の時点で）既に症状固定の状態であったと思料される。」旨を述べている。

当審査会としても、決定書理由で説示するとおり、本件負傷について、前回

負傷と同日の同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となったとの判断は、妥当なものと判断する。

したがって、本件負傷についても、平成〇年〇月〇日で症状固定となったものと認められることから、当審査会としては、労災保険法上、E整骨院における施術も同日で終了すべきものであったと判断する。

(2) なお、請求人は、平成〇年〇月に、E整骨院のレセプトの傷病名を修正すれば「大丈夫」であると労働基準監督署（以下「監督署」という。）の職員が言った旨を主張するが、同職員がどのような理由で何を言ったかは不明であり、仮に請求人が誤解するがごとき表現をもって請求人に何らかの回答をしたとしても、上記判断を左右するものではない。

(3) さらに、請求人は、監督署の誤った指示によって、症状固定を知らないまま、E整骨院に症状固定後も通院したものであるから、監督署長が責任を取って、本件処分を取り消して同整骨院の療養費を全額支払うべきである等を主張するが、当審査会としては、労災保険法上、「請求人の本件負傷が平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したとして、同月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか」を判断するものであり、同主張について判断を行うものではないことを付言する。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。